

のことを申し上げて、私の質問を終わります。

市長（伊藤一長君） 時間が限られていますけれども、私の方から答弁をいたしたいと思います。

済生会病院さんが現在地から現片淵中学校を望んでいるという問題と、それと今、池本議員がおっしゃいましたように、新市立病院をベッド数、診療科目も含めて、どこにどういった規模で救急医療も含めてするのかという問題と、本来、ラップした方がいいんですけども、たまたま、現時点では、病院管理部長が申しあげましたように、新市立病院を一生懸命に、場所の問題も今選定中と並行しながら、病院の再建、健全化に努力しているということでございまして、議員がおっしゃる意味は私も十分によくわかります。その辺は、よく打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（野口源次郎君） 次は、42番中村すみ代議員。

〔中村すみ代君登壇〕

42番（中村すみ代君） 草の根クラブの中村すみ代でございます。

質問通告に基づき、2点につき質問いたしますので、市長並びに理事者の誠実かつ真摯なご答弁を求めるものです。

まず第1、市長の政治姿勢について。

(1) 入札妨害事件に関する市長の政治責任について。

長崎市発注の公共工事をめぐる最低制限価格漏えいによる入札妨害事件で、市幹部職員前松藤建設管理部長と塩川、佐藤、中田勝郎、板坂前市議会議員に続き、ついに、現職鳥居議長までが逮捕されるという長崎市政並びに市議会史上例を見ない、まれに見る異常事態に、市政や議会の信頼は著しく失墜し、大きな混乱の中にあります。今後、司直の手によって、さらに事態の進展も予測され、いまだとどまるところを知らないとさえ言える深刻な事態となっています。

10月5日に逮捕者が出て以来、うわさされていた不正行為が現実のものとなり、政官業の癒着の構造が市政や議会を根深く侵食していくことが市民の前に明らかになりつつあります。いまや市民の間に、怒りと失望、あきらめ、不信、不満、解散出直し、批判の声等々が広がり始めています。

私は、議員の一人として、議会在襟を正し、原因の究明と再発防止に最善を尽くすことに、なお一層努力を傾注するというに邁進する決意はありますが、しかし、この重大な事態に対し、市政の最高責任者で、かつ前部長の任命権者、指導監督する立場にある伊藤市長が、事件発生から2カ月余も経ているにもかかわらず、何ら政治責任をとろうとしていない姿勢を看過することはできません。市長は、11月20日の臨時議会においてすら陳謝するのみで、みずからの政治責任を明らかにしないまま、前部長の懲戒免職処分と、犬束助役の文書での嚴重注意処分と本人の申し出による3カ月間の10%減給を了承するにとどめただけでした。

市長が長崎市政に対する市民の信頼回復を言われるのであれば、まず原因の究明と進退を含めた道義的、政治的責任をとるべく明らかにすることではないでしょうか。市長の見解を求めます。

2. 長崎港内の環境保全について。

9月議会で、私は、公海を独占的に使用している三菱長崎造船所のドック周辺で1970年代後半に発生したPCB汚染土壌のしゅんせつ後の追跡調査とドック周辺での環境基準点の追加の必要性について質問いたしました。その後、残念なことに10月1日、三菱長崎造船所で建造中の大型客船ダイヤモンドプリンセスの大火災が発生し、長崎の地域経済への影響やダイオキシン類を発生させる大量の難燃剤、塩化ビニール製の配線被ふく等が燃焼したことによって、消火廃水に溶けたり、燃焼灰が長崎港を汚染するおそれが出てきました。

そこで、9月議会に引き続き、以下、質問いたします。

(1) 9月議会で質問した環境基準点の追加については、県と協議をする旨の答弁でしたが、その後の経過を明らかにしてください。

(2) ダイオキシン問題。イ、三菱は約3,300トンという大量の消火用廃水を有害と知りつつ、未処理で長崎港に排出する一方で、バキューム車で港内の処理施設へ運んで無害化処理をして排水したとのことですが、今後の環境保全対策の一助として、長崎市は消火用廃水や灰塵を保存しているのかどうか。

ロ、火災発生後、約1カ月を経て、11月12日、三菱は海底に堆積した灰塵を含む泥と海水を3カ

所から採取して、ダイオキシン調査を実施したとのことですが、長崎市として、クロスチェックのための検査を実施したのかどうか。

以上、壇上からの質問を終わり、ご答弁によって自席から再質問をさせていただきます。

= (降壇) =

議長(野口源次郎君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 中村すみ代議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

元長崎市建設管理部長が5件の公共工事の発注に伴う競売入札妨害の疑いで逮捕され、懲戒免職処分となり、また、管理監督者の責任といたしまして、技術助役を文書厳重注意処分とし、助役自身の申し出により給料の10%を3カ月にわたり減額することとしております。この件につきましては、任命権者として、その責任を極めて深く受けとめております。

公共工事の発注における業者の指名あるいは入札等のあり方につきましては、これまで透明性あるいは公正性の確保に取り組んでまいってきたところでございます。そのような中での担当部長の逮捕ということでありまして、私自身も非常に残念なことであるというふうに考えております。しかしながら、行政を停滞させることなく、二度とこのような事件が起きないような再発防止のシステムを構築することこそが、現在の私に課せられた仕事であると、また、責務であるというふうに考えているところでございます。

このため、庁内に再発防止のためのプロジェクトチームを設置するとともに、全庁的に職員の意識調査等を行いまして、その意見を踏まえながら、プロジェクトチームにおいて検討し、再発防止策を策定いたしましたところであります。

その主な内容でございますが、一つ、公共事業の業者指名担当部局の一元化を図るなど、工事に係る入札制度の抜本的な見直し、一つ、入札・契約業務等を行う職員が外部から働きかけを受けた場合、その内容を文書で報告する働きかけに対する対応要領の作成、一つ、職員と議員が私的な飲食、旅行、遊技等を行う場合の職員の行動指針の作成、一つ、職員の倫理規程の周知徹底等を含めた研修の強化、以上4つの項目を柱とするものであります。

また、この中でも、働きかけに対する対応要領の作成と職員の行動指針の作成につきましては、再度、職員にアンケート調査を行ったところ、245項目にわたる意見、要望があるところでありまして。

さらに、4つの項目について、市民の皆様方の率直な意見をお聞きするために、昨日でございますが、ホームページを立ち上げたところでございます。また、各界各層を代表される方のご意見及び現在、特別委員会において審議されている議会の意見も十分に参考にさせていただきながら、再発防止策の早期策定に向けて、現在、取り組んでいるところでございます。

あわせて、策定後には、再発防止策の小冊子等を作成いたしまして、これも、できればイラスト等を入れまして、わかりやすいように、読みやすいような形の冊子等にできればというふうに考えています。市民の皆様方へお知らせしなければならないというふうに考えているところでございます。

現在、議会におきましては、政治倫理検討特別委員会を中心に、政治倫理条例の見直しを初めとした再発防止策が検討されておりますが、私といたしましても、ただいま申し上げました再発防止策のほかに、私や三役などを含めた政治倫理条例を制定するとともに、これに伴い、チェック機能を確保するために、第三者機関を設置する必要性を感じておりまして、現在、内部で他都市の状況等を調査させているところでございます。

また、これにあわせまして、現在、内部規範であります規程で対応しております職員倫理の取り扱いにつきましても、対外的に実効性のある条例を制定したいというふうに考えているところでございます。

なお、これらの条例につきましては、できるだけ早い時期に議会に提案させていただくように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後は、職員一丸となって市政への信頼回復に全力を傾注することが現在の私に課せられた、辛い、苦しい、大変な立場でございますけれども、一生懸命に頑張らなければならないというふうに思っておりますので、この点よろしくお願い申し上げたいと思えます。

以上、本壇よりの答弁といたしたいと思えます。
=(降壇)=
環境部長(高橋文雄君) 長崎港内の環境保全についてお答えいたします。

まず、環境基準点の追加でございますが、本年9月議会におきまして、これは都道府県知事の権限であり、県と協議する旨お答えをいたしておりました。その後、平成14年11月7日に、県の環境政策課におきまして、長崎港における環境基準点の追加等について協議を行いました。県の意見といたしましては、1つ、三菱重工業株式会社長崎造船所は、底質の処理・処分等に関する暫定指針に基づき、全国でも早いうちに底質の除去対策をとっており、平成元年度までのしゅんせつ工事において、PCB汚染の原因である底質の除去は完了していること。2つ、環境基準点等に基づき、長崎湾底質5地点の常時監視調査を長崎市が行っており、既に、長崎湾の底質を把握するのに、十分な地点数であること。3つ、昭和47年8月24日、厚生省環境衛生局通知「食品中に残留するPCBの規制について」によりますと、食品中に残留するPCBの暫定的規制値は、遠洋沖合の魚介類については0.5ppm、長崎港内のような内海内湾の魚介類につきましては3ppmであります。県が実施いたしました平成13年度の生物中のPCB調査について、長崎湾のボラの調査結果は0.14ppmであり、暫定的規制値を大きく下回っていること。4つ、三菱重工業株式会社長崎造船所は、しゅんせつ後、さび落とし等の作業において、PCBを含む排水が出ないように対策をとっていることなどから、県としては、現在のところ環境基準点の見直し等を行う必要性は低いとの回答でございます。

したがって、本市といたしましては、現在、年1回定期的に実施しております長崎港における底質のPCBの調査5地点におきましても、すべて除去基準値以下であることもありまして、県の意向を踏まえたいと考えております。

次に、ダイヤモンドプリンセス火災に伴うダイオキシン問題についてお答えいたします。

三菱重工業株式会社長崎造船所は、消火に使用されました水のうちデッキ及び居住区へのたまり水、流れ込んだ水およそ700トン进行自社の廃水処理施設で処理をしております。この処理施設は、

ダイオキシン類を処理できる施設でございます。また、廃水処理施設からの処理水は、所内でトイレの流し水等に再利用するというところでございます。公共用水域への排水はないということでありまして。また、焼却灰につきましては、燃え殻とともに、すべて産業廃棄物処理業者の施設で焼却処理を行い、当該施設で生じた焼却灰につきましても、管理型の最終処分場で適正に処理することが確認されております。

したがって、三菱重工業株式会社長崎造船所が回収いたしました水、処理水及び焼却灰については問題はないものと考えております。

次に、ダイオキシン類の調査についてでございますが、消火活動に使用いたしました水による環境への影響を確認するために、海域の底質及び水質のダイオキシン類の自主的調査を行うということで、三菱重工業株式会社長崎造船所、また、本市が依頼をいたしました長崎大学の専門家及び本市環境保全課の3者により、調査の時期、場所及び方法等について協議を行いまして、焼却灰が海底に沈降するまでに1カ月程度かかるとの予測等から平成14年11月12日、海域の底質調査を実施いたしました。

なお、当日は、専門家及び環境保全課職員が立ち会いを行っております。

また、水質のダイオキシン類の調査につきましては、前日が雨のために、平成14年11月28日に延期をいたしまして実施を行いました。この調査にも環境保全課職員が立ち会っております。

三菱重工業株式会社長崎造船所が調査を依頼いたしましたダイオキシン類分析実施機関は、日本化学試験所認定機構の認定を受けておりまして、また、国際的な試験所認定制度ISO17025を取得しております。この規格は、分析試験結果の品質を保証するものでありまして、校正機関や試験所が特定の校正や試験を実施する能力があることを権威ある機関が認定する制度でございます。

したがって、この認定制度を取得した分析実施機関は、信頼性の高い調査機関であると判断しております。

さらに、長崎大学の専門家から、あえて今回、採泥した底質の検体を本市が調査する必要性は低いとのご意見もあったことから、長崎市が独自に調査をする必要性は薄いと判断いたしました次第

でございます。

なお、今後、三菱重工株式会社長崎造船所から、ダイオキシン類の調査結果が年明け早々にも本市に報告されることとなっておりますので、その結果を見守りたいと思っております。

以上でございます。

42番(中村すみ代君) それでは、それぞれのご答弁に対して納得いかない点もございますので、再質問をしたいと思います。

まず、時間の関係がございますので、長崎港内の環境保全の問題についてから、手短かに再質問したいと思います。

それぞれ3点質問しましてご答弁を伺っておりますと、総括的に言えば、環境基準点の追加についても、県の意向に沿いたいと、また、火災発生後の消火用廃水や、あるいはダイオキシンに汚染されている廃水などについても、証拠保全していないと、また、クロスチェックの問題についても、その必要性を感じてなかったために、三菱を信頼してクロスチェックについてもしていないということで、それぞれのご答弁が、総括的に意見を申し上げれば、長崎市の環境保全行政の主体性というものを全く伺うことができないということで、非常に残念に思っています。

特に、クロスチェックの問題については、1点だけ再質問したいと思うんですけども、最近、東京電力でも会社ぐるみのデータ改ざんというのが発生しまして、内部告発から、このデータが改ざんされていることが明るみに出たわけでございます。そのことで引責、社長が辞任という事態になっている例を紹介するまでもないわけですが、三菱の関連検査会社での検査ということで、私は、念には念を入れて本市でクロスチェックをすべきであったのではないかとこのように考えているわけでございます。

そこで、三菱の方から長崎市にクロスチェックの必要性について、三菱の方から長崎市に話はなかったのかということが、まず、それだけ環境保全問題については確認しておきたいと思っております。

まず、その点だけ最初にご答弁をお願いします。環境部長(高橋文雄君) 環境保全課の方に問い合わせをきちんとしましたが、三菱の方からはクロスチェックをしてくれということはなかったと、クロスチェックの話につきましては、長崎市はど

うでしょうかというようなお話は、その時点では口頭であったと、クロスチェックはどうでしょうかという話はあったけれども、長大の専門家の先生等も協議もした中で、この実施機関が、ISOの17025もとっている、試験結果については保証もされているということで、あえて長崎市がクロスチェックというか、もう一つの検体をですね、試験調査するという必要性は低いというふうなご意見も得たところから、その時点で長崎独自が調査をするということについては、する必要が薄いということを判断したということでございます。

以上でございます。

42番(中村すみ代君) 三菱の方から、クロスチェックについて、長崎市に対して、したらどうかという働きかけというか、問い合わせはあったわけけれども、長崎市がその必要性がないということで断ったというふうなことで、部長答弁については確認できますか。そのことについて、確認して、市長の政治責任の方に再質問を移したいと思いますので、よろしくをお願いします。

環境部長(高橋文雄君) 再質問にお答えいたします。

三菱の方から正式にクロスチェックをしてくださいと、長崎市の方はクロスチェックをしてくださいというようなご提案というか、申し出ではなくて、長崎市の調査はいかがでしょうかというようなことで、してくださいというような要請はなかったというふうに判断しておるところでございます。

以上でございます。

42番(中村すみ代君) この問題については、今、部長の方の発言というのは、やはり長崎市の環境保全行政の自主性というか、主体性が問われるようなご答弁だったというふうに私、判断しておりますので、また別の機会に、この点については質していきたいというふうに考えております。

それで、市長の政治姿勢の問題について、再質問したいと思うんですけども、先ほどの市長のご答弁では、任命権者として、部長逮捕と、しかも、この逮捕された部長がですね、今のところ5人の現職議員に最低制限価格を漏えいしたということを深く受けとめておられるというようなご答弁だったと思うんですが、しかし、みずからの政治責任というものを私は問いたいわけですが、そ

の点については、みずからの政治責任を明らかにされなかった。市長としては、行政の停滞を許すことはできないということで再発防止策を講じることに全力を投球したいというふうなご答弁だったというふうに思います。

しかし、最初に、11月1日に代表者会議で示された再発防止策、特に、職員の倫理の問題ですね、議会との適切な関係をどういうふうに講じていくかということだけを取り上げてみましても、私は、再発防止策に全力を投球するというような職員の倫理をどう検討していくかということについて、市長は、そういうふうにおっしゃるけれども、内容については、現行の職員倫理の指針を作成して規程に盛り込む程度の、いわばお茶をにごすような内容の再発防止策ではなかったかと、だから、市長が深く責任を、任命権者として、この問題に対して深く受けとめておりますという割には、お茶をにごす程度のもので、何とかその場をしのごたいというような内容としか私は受けとめておりませんでした。

しかし、議会においても、あるいは市民の間からも、市長の政治責任を問う声が上がってきて、そして、きのう、政治倫理検討特別委員会で、先ほど市長がこの壇上でご答弁された内容について、職員の倫理規程をさらにレベルアップさせて条例をつくりたいというような意向を示されたのは、そういう市長に対する責任を問う声広がってきた結果、市長としても、そういう決断をせざるを得ないというような状況で、そういうことになったのではないかと、私は感じているんです。

時間も短くなってきましたが、そこで、その程度の見直しで、市長の責任が問われないということには絶対、私はないと思います。例えば地方自治法では、市長の権限がいかに絶大かということ、これは皆さん十分ご存じかと思えますけれども、改めてここで紹介してみたいと思うんですけれども、地方自治法第147条では、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」と、また、第148条では、普通地方公共団体の長は、云々となっております、「事務を管理し及びこれを執行する」と、つまり管理及び執行権は市長にあるわけです。第154条では、「普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する」と、指揮監督権を定め

ております。また、第172条では、普通地方公共団体の長が補助職員を含めて職員を任命すると、そのように、地方自治法では、首長の権限を、絶大な権限を保障しているわけでございます。

ちなみに、5年前になりますけれども、三方山の産業廃棄物処理施設周辺水域で、総水銀の検査をしましたところ、水質データの改ざん問題が発生し、これは本市の環境行政に対する市民の著しい信頼を失墜させた衝撃的な重要問題が発生したわけですが、そのときに、環境部長は、諭旨免職、処分の実態ですが、市長は、減給3カ月、5分の1ですね。それから当時の助役は、減給3カ月、10分の1というふうな処分がなされているわけでございます。

こういった水質データ改ざんのときの処分と、本市発注の公共工事にかかわる今回の重大事件と単純に比較することはできませんけれども、私は、今回の問題の方が本市の公共工事にかかわる入札制度全般に対する著しい信頼の失墜、政官業の癒着の実態などを考えたときに、私は、同等またはそれ以上の重大かつ深刻な事態と言えらると思います。にもかかわらず、市長は、何ら責任をとらんとされていない。企業でも最近、部下の不祥事の責任をとって社長が辞任するケースがあり、枚挙にいとまがないわけです。最近では、日本信販、東京電力、雪印、日ハム、このような状況の中で、先ほどの市長の答弁についてはですね、絶対市民は納得していないと思います。

再度、市長の見解を求めます。

市長（伊藤一長君） 中村すみ代議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

私の責任問題を淡々と述べておられるわけですが、例えば今、中村すみ代議員がおっしゃいましたように、今度のことを大きな教訓といたしまして、重く受けとめまして、例えば私ども行政と議会との関係をどういうふうにした方がいい、また、行政は業者に対して、業者というのは、これは雇用も非常にすそ野が広い分野でございますので、これを育成しなければいけない立場ですが、これをどういうふうな形で入札の透明性を図りながら、どういうふうにしなればいけない、職員自身がどうしなければいけないという問題等を整理するには、やはり大変申しわけないですが、今は、私もいながら、

全員で知恵を絞りながら一生懸命頑張っていくという、議会に対しては、非常に苦いことも申し上げますけれども、そういうことをお互いにちょうちょうはっしやっていくというのが、今の私の立場ではないかなと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（野口源次郎君） 暫時休憩し、午後3時50分から再開いたします。

= 休憩 午後3時35分 =

~~~~~

= 再開 午後3時50分 =

副議長（松尾敬一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。43番井原東洋一議員。

〔井原東洋一君登壇〕

43番（井原東洋一君） 市民の会、井原東洋一であります。

今回は、市長の政治姿勢一本に絞って質問をいたします。

市長、長崎市は今、市制施行以来113年の歴史の中で、最大の危機に陥っています。我が長崎は、これまでも1945年（昭和20年）8月9日、アメリカが投下した原子爆弾による甚大な被害を受けました。1958年（昭和33年）3月29日には、市役所火災がありました。1982年（昭和57年）7月23日には262名の死者を出した未曾有の大水害に見舞われまして、その惨状を忘れられません。

しかし、今回のような市長が全幅の厚い信頼の上で任命した建設管理部長と議長、元議長、元副議長などの要職にある者たちによる入札妨害事件によって、現時点で6名が逮捕されるという前代未聞の汚職は、これまでの長い間にわたる努力によって築き上げ、積み重ねてきた国際文化都市としての誇りと美名を完膚なきまでに地に落とす結果を招いております。

この底知れない汚れと情けなさから立ち直り、真に透明で澄み渡った市政への回復を目指す取り組みは、今、議会では、特別委員会で鋭意、検討されていますが、行政においては、この一連の重大事件を単に一建設管理部長の資質によるものであるかのように矮小化し、事もあろうに、自治会役員として、また、環境やまちづくりや観光振興や伝統的な祭りなどで主な役割を担いながら市民との接点を数多くつくり出し、開かれた市政の担

い手となって積極的に日夜努力している大多数の優秀な職員たちにまでの外れな倫理観を押しつけ、議員との付き合い方まで伝授しようとするなど、個人の人権や思想信条まで管理下に置くような動向は断じて容認することはまいらないのであります。

事件の要因がえぐり出され、その責めがトップに及ぶことを予感し、恐れて、幼稚な倫理一般論を持ち出し、あわよくばこれまでの多くの例のように、トカゲのしっぽ切りでおさめようとするかのような田舎芝居は、既に市民の各位各層に見透かされていることを認識すべきであります。

長崎市が主催都市となった中核市サミットの最中に市議会議長逮捕のニュースが商業各紙のトップ記事となったショックは、癒しがたく、また、いや応なく長崎市の悪名が世界に伝えられたことを市長はもっと深刻に受けとめるべきではないでしょうか。

行政幹部とのかかわりにおいて、現職議長を含む5名もの議員が辞職に追い込まれ、議会運営にも、市民との信頼感にも重大な影響を及ぼしているという空前の事態にあって、なお、助役以下の責任だと一人清潔感を誇示しておられるかのような市長の姿勢は、広く市民の理解が得られるものではないでしょう。

私は、ちょうど4年前の平成10年12月と平成11年3月定例会でも、本壇において市長の政治資金管理団体である長崎経営政策懇話会の収支報告を取り上げ、異常なまでの巨額な資金のほとんどが長崎市と取引あるいは請負もしくは委託契約を締結することができる登録業者からの政治献金によるものであることを指摘し、政治資金規正法第22条の3、4項、5項、6項違反のおそれある企業が6法人あることを示して、市選挙管理委員会の公式見解を求めました。

その結果、長崎自動車からの寄附50万円とNBCからの寄附30万円及び長崎市薬剤師会からの10万円は、いずれも規正法に抵触するおそれがあることを認めつつも、公訴時効の成立によって、市長は法の責めから危うく逃れられたのであります。あとき、実は十八銀行長崎市役所出張所からの50万円、長崎魚市株式会社からも50万円の寄附を受け取っておられたことも付け加えるべきでありました。